

○ 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文
 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうちに掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一 第十五条の八第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>二 第十五条の八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 第十五条の八第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更</p>	<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうちに掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>二 第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更</p>

により第十五条の八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。)の利用形態に関する事項の変更(当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。)

六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十五号)第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の八第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るもの追加、削除又は変更

(法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設)

第十一条の三 法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。

一 荷さばき地

二 野積場

三 当該岸壁その他の係留施設及び前二号の施設の敷地

(法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準)

第十一条の四 法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する埠頭であることとする。

一 コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船(本土と離島とを連絡するものを除く。)により運送される自動車若しくは旅客を取り扱う埠頭(老朽化その他の事由によりその機能を十分に發揮できないものを

により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。)の利用形態に関する事項の変更(当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。)

六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十五号)第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るもの追加、削除又は変更

(新設)

(新設)

除く。)

二 主としてバルク貨物（石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。）を取り扱う埠頭であつて、水深十メートル以上の岸壁を有するもの（老朽化その他の事由によりその機能を十分に發揮できないものを除く。）

三 前二号に掲げる埠頭（以下この号において「主たる埠頭」という。

）以外の埠頭であつて、主たる埠頭に隣接し、かつ、主たる埠頭と一体的に運営することが当該埠頭群の運営の効率化に資すると認められるもの

（埠頭群を一体的に運営する二以上の国際戦略港湾の指定の公示）

第十一条の五 法第四十三条の十一第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

（指定の申請の内容の公衆の縦覧手続）

第十一条の六 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならない。

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次

（新設）

（新設）

に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならぬ。

一 法第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者（第十一条の九において「申請者」という。）の商号及び本店の所在地

二 運営計画の概要

三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定に係る国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項

（港湾運営会社の指定の公示）

第十一条の七 法第四十三条の十一第十二項の規定による公示は、港湾運営会社の商号及び本店の所在地のほか、同条第九項の規定により提出された意見書の処理の経過、当該港湾運営会社の指定の理由その他当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項を明示して、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

（商号等変更の届出の公示）

第十一条の八 法第四十三条の十一第十四項の規定による公示は、国土交

（新設）

（新設）

通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

(港湾運営会社の指定の申請)

第十一條の九 法第四十三條の十二第一項の規定により提出する申請書には、申請の年月日を記載し、かつ、申請者の代表者が記名押印し、又は署名しなければならない。

2| 法第四十三條の十二第一項第二号口の国土交通省令で定める港湾施設
(以下「荷さばき施設等」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一| 荷さばき施設
- 二| 旅客施設
- 三| 港湾管理事務所
- 四| 移動式施設

3| 法第四十三條の十二第一項第二号口の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一| 荷さばき施設等のうち申請者がその建設又は改良を行うもの(以下「特定荷さばき施設等」という。)の位置、種類、数、規模及び構造
- 二| 特定荷さばき施設等の工事に要する費用の概算
- 三| 特定荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

四| 法第五十五條の八第一項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際

(新設)

- 拠点港湾の港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、次に掲げる事項を記載した当該貸付けに係る特定荷さばき施設等に係る資金計画
- イ 資金計画の概要
 - ロ 資金の調達方法
 - ハ 資金の使途
 - 五 前号の特定荷さばき施設等に係る収支計画
- 4 法第四十三条の十二第一項第二号ハの国土交通省令で定める事項は、役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項とする。
- 5 法第四十三条の十二第一項第二号ニの国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。
- 一 埠頭群（当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。次号、第三号及び次項第三号において同じ。）の運営の事業の実施時期
 - 二 埠頭群を構成する港湾施設（特定荷さばき施設等を除く。）の位置、種類、数、規模及び構造
 - 三 埠頭群の運営の効率化に資する取組
 - 四 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の埠頭群を構成する港湾施設の貸付けを希望する期間

6 法第四十三条の十二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支見積書
- 二 取扱貨物量の目標を記載した書類
- 三 埠頭群の運営の効率性の向上の程度を示す指標を記載した書類
- 四 申請者に関する次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 役員の履歴書
 - ハ 株主名簿の写し
 - ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 五 法第四十三条の十一第七項各号に該当しない旨を誓約する書類
 - 六 埠頭群の運営の事業以外の事業を行う場合には、その種類及び概要を記載した書類
 - 七 その他参考となるべき事項を記載した書類

(運営計画の変更の届出)

第十一条の十 法第四十三条の十三第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 前条第四項の事項に係る変更
- 二 前号に掲げるもののほか、特定荷さばき施設等の名称の変更その他の運営計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(新設)

2 法第四十三条の十三第五項の規定により運営計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運営計画変更届出書を提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

（区分経理の方法）

第十一条の十一 港湾運営会社は、法第四十三条の十六の規定により埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理する場合においては、埠頭群の運営の事業とその他の事業との双方に関連する収益及び費用は、次に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。

一 受取利子その他の事業外収益にあつては、それぞれの事業に専属する事業収益による割合

二 事業費用にあつては、次に掲げる割合

イ 法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用（諸税及び減価償却費を除く。次号ロにおいて同じ。）による割合

三 支払利子その他の事業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、それぞれの事業に専属する事業用固定資産

（新設）

の価額による割合（当該固定資産につき前事業年度末における貸借対照表に付せられた価額から当該固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却引当金の額を控除した価額による割合をいう。

ロ その他ものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用による割合

（指定の取消しの公示）

第十一条の十二 第十一条の八の規定は、法第四十三条の十九第三項の規定による公示について準用する。

（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）

第十一条の十三 法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で

定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて港湾運営会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることが出来るものが、当該港湾運営会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 港湾運営会社に対して重要な融資を行っていること。

三 港湾運営会社に対して重要な技術を提供していること。

四 港湾運営会社との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

（新設）

（新設）

五 | その他港湾運営会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して
 | 重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在するこ
 | と。

| (取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権
 | から除く議決権)

| 第十一条の十四 | 法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で
 | 定めるものは、次に掲げるものとする。

| 一 | 信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に
 | 規定する信託業をいう。)を営む者が信託財産として取得し、又は所
 | 有する港湾運営会社の株式に係る議決権(法第四十三条の二十一第五
 | 項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有す
 | る議決権とみなされるものを除く。)

| 二 | 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代
 | 表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限又は議
 | 決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有する
 | こととなる場合における当該法人が取得し、又は所有する港湾運営会
 | 社の株式に係る議決権

| 三 | 港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は
 | 従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得(一定の計画に従い
 | 、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の

| (新設)

一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合

(当該港湾運営会社が会社法(平成十七年法律第八十六号) 第一百五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行つた場合に限る。)において当該取得をした港湾運営会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該港湾運営会社の株式に係る議決権(法第四十三条の二十一第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する港湾運営会社の株式(当該相続人(共同相続の場合を除く。))が単純承認(単純承認をしたものとみなされる場合を含む。)若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。)に係る議決権

五 港湾運営会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該港湾運営会社の株式に係る議決権

(取得等の制限の適用除外)

第十一条の十五 法第四十三条の二十一第二項に規定する国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

-
- 一 保有する対象議決権の数に増加がない場合
 - 二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合
 - 三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合（同法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）
 - 四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社が同法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合
- （特定保有者の届出）
- 第十一条の十六 法第四十三条の二十一第三項の届出は、特定保有者となつた日から二週間以内に行わなければならない。
- 2 法第四十三条の二十一第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定保有者になつた日
 - 二 特定保有者に該当することとなつた原因
 - 三 その保有する対象議決権の数
 - 四 港湾運営会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置として予定している措置
-

（新設）

(特別の関係にある者)

第十一條の十七 法第四十三條の二十一第五項第二号(法第四十三條の二十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を除く。)とする。

一 共同で港湾運営会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該港湾運営会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 会社の総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四 夫婦の関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える

(新設)

議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

5 第一項第二号及び第二項から前項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（対象議決権保有届出書の提出等）

第十一条の十八 法第四十三条の二十二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、対象議決権保有者となつた日から二週間以内に、第三号の様式により作成した対象議決権保有届出書を、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出するものとする。

2 法第四十三条の二十二第一項に規定する対象議決権保有割合、保有の

（新設）

目的その他国土交通省令で定める事項は、第三号の二様式に定める事項とする。

(証明書の様式)

第十一条の十九 法第四十三条の二十三第二項の規定による証明書は、第三号の三様式によるものとする。

(発行済株式総数の公表等)

第十一条の二十 法第四十三条の二十四の規定による公表は、港湾運営会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条の二十四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該港湾運営会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3 法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4 法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、港湾運営会社の発行済株式の総数に変更があつたときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもつて、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

(新設)

(新設)

(料率を記載した書面の提出を要する料金)

第十二条の四 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める料金は、次に掲げる港湾施設の利用に係るものとする。

- 一 係留施設
- 二 荷さばき施設
- 三 旅客施設

(個人識別情報を照合する方法)

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器(以下第十五条の七において「照合機器」という。)に入力された重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

第十五条の六 (略)

第十五条の七 (略)

(削除)

(新設)

(個人識別情報を照合する方法)

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器(以下第十五条の五の三において「照合機器」という。)に入力された重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

第十五条の五の二 (略)

第十五条の五の三 (略)

(特定運営事業の認定に係る申請手続)

第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。

- 一 特定国際コンテナ埠頭の運営の事業（以下「特定運営事業」という。）の名称
- 二 次に掲げる事項を記載した特定運営事業の計画
 - イ 特定運営事業の概要
 - ロ 特定運営事業の実施時期
 - ハ 特定国際コンテナ埠頭の位置
 - ニ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造
 - ホ 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標
 - ヘ ホの目標達成の方途
- 三 特定運営事業の実施が当該指定港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 四 次に掲げる事項を記載した特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の港湾施設（以下「荷さばき施設等」という。）の工事実施計画
 - イ 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造
 - ロ 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算
 - ハ 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日
- 五 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等の管理運営計画

-
- イ 荷さばき施設等の管理運営の体制
 - ロ 荷さばき施設等の利用者の選定の基準
 - ハ 荷さばき施設等の利用料の額及びその算出方法
- 六 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等に係る資金計画
- イ 資金計画の概要
 - ロ 資金の調達方法
 - ハ 資金の使途
- 七 荷さばき施設等に係る収支計画
- 八 法第五十五条第一項又は第四項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、次に掲げる事項
- イ 貸付けを希望する期間
 - ロ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設のうち貸付けを希望するものの種類、数、規模及び構造
- 九 その他特定運営事業の実施に関し必要な事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員又は社員の履歴書
 - ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

(削除)

- 二 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - ホ 組織を明らかにする書類
 - ヘ 法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、当該貸付けの申請に関する意思の決定を証する書類
 - 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書
 - ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
 - ニ 組織を明らかにする書類
 - 三 法第五十五条第一項又は第四項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合にあつては、貸付けを希望する特定国際コンテナ埠頭の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で定める要件)
- 第十五条の七 法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 申請者が当該荷さばき施設等の建設又は改良及び管理を適確に行う能力を有するものであること。

二 当該荷さばき施設等の工事实施計画が次の基準に適合するものであること。

イ 当該荷さばき施設等の位置、規模及び構造が当該特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化のために適切であること。

ロ 当該荷さばき施設等の供用を開始する時期が当該特定国際コンテナ埠頭における需要の動向に照らして適切であること。

三 当該荷さばき施設等の管理運営計画が当該特定国際コンテナ埠頭の公正、かつ、効率的な利用に資するものであること。

四 当該荷さばき施設等に係る資金計画及び収支計画が第二号の工事实施計画及び前号の管理運営計画を実施するために適切なものであること。

（認定の申請の内容の公衆の縦覧手続）

第十五条の八 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

2 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不

（削除）

適切であると特定港湾管理者が認めるものを除く。)を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称

二 第十五条の六第一項第一号から第五号まで(同号ハを除く。)に掲げる事項の概要

三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四 前三号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が必要と認める事項

(法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項)

第十五条の九 法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項は、認定運業者の認定理由その他特定港湾管理者が必要と認めるものとする。

(直轄工事の対象とする港湾施設)

第十五条の十 (略)

(法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設)

第十五条の十一 (略)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める港湾施設)

第十七条の二 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次の各号に掲げる施設とする。

一 荷さばき施設

二 野積場

三 駐車場

(削除)

(直轄工事の対象とする港湾施設)

第十五条の八 (略)

(法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設)

第十五条の九 (略)

(削除)

(特定埠頭の運営の事業の認定に係る申請手続)

第十七条の二 法第五十四条の三第一項の港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十七条の四までにおいて「申請者」という。

)は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を港湾管理者に提出するものとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第十七条の三 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ 一八 (略)

ニ 主としてバルク貨物を取り扱う特定埠頭を高性能な荷さばき施設を整備し一体的に運営する事業であつて、法第三条の二に規定する

四 旅客施設

五 前各号の施設の機能を確保するための護岸

六 船舶のための給水施設及び給油施設

七 港湾管理事務所

八 当該岸壁その他の係留施設及び前各号の施設の敷地

九 移動式施設

(特定埠頭の運営の事業の認定に係る申請手続)

第十七条の三 法第五十四条の三第一項の港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十七条の五までにおいて「申請者」という。

)は、次に掲げる事項を記載した第五号の四様式による申請書を港湾管理者に提出するものとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第十七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ 一八 (略)

ニ 主としてバルク貨物(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。)を取り扱う特定埠頭を高性能な荷さばき

基本方針に基づき、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡の確保に関する状況等を勘案して港湾管理者が指定する臨港地区又は臨港地区の予定地区内の区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が十四メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二〇五（略）

（法第五十四条の三第四項の公正な手続を確保するための措置）

第十七条の四（略）

2（略）

3 港湾管理者は、第一項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならぬ。

一（略）

二 第十七条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の概要

施設を整備し一体的に運営する事業であつて、法第三条の二に規定する基本方針に基づき、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡の確保に関する状況等を勘案して港湾管理者が指定する臨港地区又は臨港地区の予定地区内の区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が十四メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二〇五（略）

（法第五十四条の三第四項の公正な手続を確保するための措置）

第十七条の五（略）

2（略）

3 港湾管理者は、第一項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならぬ。

一（略）

二 第十七条の三第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の概要

三・四 (略)

4 (略)

(法第五十四条の三第五項の通知)

第十七条の五 (略)

一 (略)

二 第十七条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

三 (略)

2 (略)

(法第五十四条の三第六項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の六 法第五十四条の三第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十七条の二第一項第一号、第二号ロからニまで、第三号及び第五号に掲げる事項の概要

二 第十七条の四第四項の規定により提出された意見書の処理の経過

三・四 (略)

(港湾計画の軽易な変更の特例)

第十七条の八 法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の三第五号の規定の適用については、同号中「含む。」とあるのは、「含み、法第五十四

三・四 (略)

4 (略)

(法第五十四条の三第五項の通知)

第十七条の五の二 (略)

一 (略)

二 第十七条の三第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

三 (略)

2 (略)

(法第五十四条の三第六項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の六 法第五十四条の三第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十七条の三第一項第一号、第二号ロからニまで、第三号及び第五号に掲げる事項の概要

二 第十七条の五第四項の規定により提出された意見書の処理の経過

三・四 (略)

(港湾計画の軽易な変更の特例)

第十七条の八 法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の六第五号の規定の適用については、同号中「含む。」とあるのは、「含み、法第五十四

条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。」とする。

(削除)

第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。」とする。

(法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の九 法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 貸付に係る港湾施設の位置及び名称
- 二 貸付に係る港湾施設の種類及び数
- 三 貸付の時期及び期間
- 四 貸付に係る港湾施設ごとの貸付料の算出方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定港湾管理者による港湾の適正な運営に關し必要な事項

(特定国際コンテナ埠頭の貸付契約の内容)

第十七条の十 法第五十五条第一項又は第四項の規定により特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、認定運営者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

- 一 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第八項の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除するものとする。
- 二 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第一項各号に掲げる要件を

一 港灣運営会社は、貸し付けられた港灣施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとする。

二 港灣運営会社は、貸し付けられた港灣施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならぬものとする。

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港灣施設を港灣運営会社以外の者の利用に供すべきことを港灣運営会社に指示したときは、港灣運営会社はその利用を受忍しなければならないものとする。

(港灣広域防災施設)

第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港灣施設は、港灣環境整備施設(第十五条の八第三項第二号括弧書に規定するものに限る。)及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体

欠くに至つたとき、認定運営者が法令若しくは当該貸付契約に違反したとき又は特定運営事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができるものとする。

三 貸付者は、特定運営事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な限度において、認定運営者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、認定運営者はこれに応じなければならないものとする。

四 認定運営者は、貸し付けられた港灣施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとする。

五 認定運営者は、貸し付けられた港灣施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならぬものとする。

六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港灣施設を認定運営者以外の者の利用に供すべきことを認定運営者に指示したときは、認定運営者はその利用を受忍しなければならないものとする。

(港灣広域防災施設)

第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港灣施設は、港灣環境整備施設(第十五条の十第三項第二号括弧書に規定するものに限る。)及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体

的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（令第六条第三号の利益の額）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の費用は、事業費用（法人税、道府県民税及び市町村民税を含む。次条において同じ。）及び支払利子その他の事業外費用（特別損失を含む。次条において同じ。）の合計額とする。

第二十六条 前条の規定により収益及び費用を計算する場合において、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設の運営以外の事業との双方に関連する収益及び費用は、次の各号に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。

一（略）

二 事業費用にあつては、次の各号に掲げる割合

イ 法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ（略）

三（略）

（法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施

的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（令第六条第三号の利益の額）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の費用は、事業費用（法人税、会社臨時特別税、道府県民税及び市町村民税を含む。次条において同じ。）及び支払利子その他の事業外費用（特別損失を含む。次条において同じ。）の合計額とする。

第二十六条 前条の規定により収益及び費用を計算する場合において、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設の運営以外の事業との双方に関連する収益及び費用は、次の各号に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。

一（略）

二 事業費用にあつては、次の各号に掲げる割合

イ 法人税、会社臨時特別税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ（略）

三（略）

（法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施

設は、埠頭群を構成する岸壁その他の係留施設に係留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うため又は当該岸壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するための固定的な施設及び当該岸壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設とする。

(準用規定)

第二十七条の三 第二十一条の規定は国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が法第五十五条の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条(第一号を除く。)の規定は令第十条第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の埠頭群を構成する港湾施設の価額について、第二十四条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五条及び第二十六条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けを受ける港湾運営会社について準用する。この場合において、第二十一条、第二十二条及び第二十五条中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、第二十一条第一項中「前条の通

設は、特定国際コンテナ埠頭を構成する岸壁その他の係留施設に係留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設とする。

(準用規定)

第二十七条の三 第二十一条の規定は特定港湾管理者が法第五十五条の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条の規定は令第十条第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の価額について、第二十四条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五条及び第二十六条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の特定港湾管理者の貸付けを受ける認定運業者について準用する。この場合において、第二十一条、第二十二条及び第二十五条から第二十七条までの規定中「特定用途港湾施設」とあるのは「荷さばき施設等」と、第二十一条第一項中「前条の通知を受けた港湾管理者」とあり、及び「港湾管理

知を受けた港湾管理者」とあり、及び「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、同項第一号中「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、同項第二号及び第三号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、同項第二号中「の工事実施計画の明細」とあるのは「に係る第十一条の九第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る明細」と、同項第三号中「資金計画の明細」とあるのは「第十一条の九第三項第四号に掲げる事項に係る明細」と、同条第二項第二号中「岸壁又は栈橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の二の港湾施設」と、第二十二条中「令第六条第九号」とあるのは「令第十条第一項において準用する令第六条第九号ロ及びハ」と、第二十六条中「特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設の運営と貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」と、第二十七条中「特定用途港湾施設」とあるのは「貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」と読み替えるものとする。

（証明書の様式）

第二十八条の十八 法第五十六条の二の十四第二項の規定による証明書は、第六号の五様式によるものとする。

（報告の徴収等）

者」とあるのは「特定港湾管理者」と、「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と、同条第二項第二号中「岸壁又は栈橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の二の港湾施設」と、第二十二条中「令第六条第九号」とあるのは「令第十条第一項において準用する令第六条第九号」と、同条第一号中「（当該施設の使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）」とあるのは「（当該施設の利用者の選定の基準又は利用料の額若しくはその算出方法を変更する場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（証明書の様式）

第二十八条の十八 法第五十六条の二の十四の規定による証明書は、第六号の五様式によるものとする。

（報告の徴収等）

第三十八条 法第五十六条の五第一項の規定により法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

2 法第五十六条の五第二項の規定により港湾運営会社に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

3 法第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第三項の規定による証明書は第十号様式によるものとし、法第五十六条の五第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の規定による証明書は第十一号様式によるものとする。

(職権の委任)

第四十条 第十五条の七第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

附則

2 第十四条の三の規定は、法附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第

第三十八条 法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項に関し、必要な報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならぬ。

2 法第五十六条の五第二項の規定による証明書は、第十号様式によるものとする。

(職権の委任)

第四十条 第十五条の五の三第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

附則

2 第十五条の規定は、法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一

百三十一号) 附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第十四条の三第一項中「法第四十六条第一項」とあるのは、「法附則第十三項の規定により準用された法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 法附則第十五項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を記載した法附則第十五項の規定による貸付けの対象としようとする港湾施設の建設又は改良の工事に係る工事实施計画

イ〜へ (略)

二〜四 (略)

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜五 (略)

六 令附則第八項第一号の承認を受けている工事实施計画を有する者であることを証する書類

七 令附則第九項の同意を得ている者であることを証する書類

八 (略)

5 国土交通大臣は、附則第三項の申請をした者が令附則第八項の基準に

号) 附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 附則第六条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第十五条第一項中「法第四十六条第一項」とあるのは、「法附則第二十五項の規定により準用された法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 法附則第二十七項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を記載した法附則第二十七項の規定による貸付けの対象としようとする港湾施設の建設又は改良の工事に係る工事实施計画

画

イ〜へ (略)

二〜四 (略)

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜五 (略)

六 令附則第七項第一号の承認を受けている工事实施計画を有する者であることを証する書類

七 令附則第八項の同意を得ている者であることを証する書類

八 (略)

5 運輸大臣は、附則第三項の申請をした者が令附則第七項の基準に適合

適合すると認めるときは、当該申請をした者及び当該港湾施設に係る港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた附則第三項の申請をした者は、法附則第十五項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～四 (略)

8 法附則第二十一項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

9 (略)

10 (略)

すると認めるときは、当該申請をした者及び当該港湾施設に係る港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた附則第三項の申請をした者は、法附則第二十七項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出するものとする。

一～四 (略)

(新設)

8 (略)

9 (略)

第三号の二様式（第十一條の十九関係）

年 月 日

国土交通大臣 殿
国務院 港務の港務管理者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 印(イ)
届出義務発生日 年 月 日(ウ)
対象機関の種別及び届出番号 印(ロ)

港務法第13条の22第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 提出者が対象機関の種別を保有する港務運営会社に関する事項	
港務運営会社の名称	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項
2-1 提出者（対象機関の種別有者）(ウ)
※ 1 個人 2 法人

(よりがな)				
	氏名又は名称			
(よりがな)				
住所	〒			
個人	生年月日	年 月 日	(よりがな)	
	※ 1 明治	3昭和	勤務先名称	
	2大正	4平成		
	職業		勤務先住所	
法人	設立年月日	年 月 日	(よりがな)	
	※ 1 明治	3昭和	代表者名	代表者印鑑
2大正	4平成			
事業内容				
事務上の連絡先 及び担当者名				
2-2 保有目的(ロ)				
電話番号				
2-3 対象機関の種別有割合				

対象業種・保有者 業になつた日	年 月 日
保有業種・種類	個 (親株主の議決権に対する割合 %)

2-4 対象業種・種類を有する株券等に関する担保貸付等重要な契約(注)

3 共同保有者に関する事項

3-1 共同保有者(イ)

名 1 個人	2 法人
(ふりがな)	
氏名又は名称	
(ふりがな)	

住所	〒	
生年月日	年 月 日	(ふりがな)

職 業	1 明給	3 船荷	4 平成	勤務先名称
2 大生				

設 立	年 月 日	(ふりがな)	代表者氏名
1 明給	3 船荷		
2 大生	4 平成		

事業内容	
事業上の連絡先 及び担当者名	電 話 番 号

3-2 対象業種・種類を有割合

保有業種・種類	個 (親株主の議決権に対する割合 %)
---------	---------------------

4 提出者及び共同保有者に関する総括表

4-1 提出者及び共同保有者(イ)

1	21	41
2	22	42
3	23	43
4	24	44

5	25	45	
6	26	46	
7	27	47	
8	28	48	
9	29	49	
10	30	50	
11	31	51	
12	32	52	
13	33	53	
14	34	54	
15	35	55	
16	36	56	
17	37	57	
18	38	58	
19	39	59	
20	40	60	

4—2 上記提出者及び共同保有者の対価議決権保有割合(%)
保有議決権数 個 (議決主の議決権に対する割合 %)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項のうち「2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「4 提出者及び共同保有者に関する議決権」には、共同保有者がいる場合のみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」及び「4 提出者及び共同保有者に関する議決権」に係る部分は提出することを要しない。
- 3 対価議決権保有届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出者が、共同保有者委員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者委員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「4 提出者及び共同保有者に関する議決権」に記載すること。この場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- 4 ※の付されている欄は、該当する番号を○で囲むこと。

- (4) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (1) 届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者が姓名を押し、又は署名すること。
なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書をつとめ、提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者が姓名を押し、又は署名すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (3) 届出書が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
- (4) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (5) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (6) 保有目的
- 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- (7) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約
保有株券等に関する担保契約、売買し契約、売り子約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、団体等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合には、その旨記載すること。
- (8) 共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が「知している範囲で、(6)に準じて記載すること。
- (9) 提出者及び共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。
- (10) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

（用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。）

（ 表 ）

第 号	身 分 証 明 書
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	
住 所	氏 名
職 名	生 年 月 日
右は、港湾法第四十三条の二十三第一項の規定により対象議 決権保有届出書の提出者の書類その他の物件の検査ができる者 であることを証する。	
交 付 年 月 日	有 効 期 間
発 行 機 関 名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">発 行 機 関 印</div>

港湾法抜粋

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第四十三条の二十三 前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五号の三様式（第十五条の六関係）

年 月 日

○ 指定管理者
○ ○ ○ 限

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印

特定運営事業認定申請書

指定法第50条の4第1項に規定する特定国際コンピュータ地域の運営の事業（以下「特定運営事業」という。）に係る認定を受けたいので、指定法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 特定運営事業の名称
名 称 ○ 港 ○ 地区 ○ 埠頭 ○ 事業

2 特定運営事業の計画

2-1 特定運営事業の概要

2-2 特定運営事業の実施時期
事業開始の予定日 年 月 日

2-3 特定国際コンピュータ埠頭の位置
○ 港 ○ 地区 ○ 埠頭（別添位置図のとおり）

2-4 特定国際コンピュータ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	備 考

--	--	--	--	--

2-5 上記連携施設の配置図（別添配置図のとおり）

2-6 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標

2-7 上記の目標達成の方法

3 特定運営事業の実感が〇〇港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

4 荷さばき施設等の工事実施計画

4-1 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	備 考

4-2 上記荷さばき施設等の配置図（別添配置図のとおり）

4-3 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

4-4 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

5 荷さばき施設等の管理運営計画

5-1 荷さばき施設等の管理運営の体制

5-2 荷さばき施設等の利用者の選定の基準

5-3 荷さばき施設等の利用料の額及びその算出方法

6 荷さばき施設等に係る資金計画

8 法第55条第1項、第4項又は第5項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港務施設の貸付けの希望の概要

8-1 貸付けを希望する期間

8-2 特定国際コンテナ埠頭を構成する港務施設のうち貸付けを希望するものの種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	備 考

8-3 上記港務施設の配置図（別添配置図のとおり）

8-4 上記港務施設について原状の改良を行う場合にあつては、その内容（工事概要）

9 その租特定選定事業の実施に関し必要な事項

10 総行書額の目録

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。
- 3 申請者が法人を設立しようとする発起人、社員又は設立者であるときは、その旨を明らかにすること。
- 4 2-2は、特定選定事業の開始時期が特定国際コンテナ埠頭を構成する港務施設ごとに異なるときは、その旨を明らかにすること。
- 5 3は、特定選定事業の実施により、当該特定重要港務施設の港務費用（入港関係費用、港務施設費用及び荷役費用をいう。）の増減及びサービス水準の向上が図られるものであることを明らかにすること。
- 6 6-1の資金計画の概要は、
 - (1) 少なくとも収支計画の単年歳収支が黒字になる年度分まで作成すること。
 - (2) 「諸税等」欄には、諸税、登記手数料等を記入すること。
- 7 7の収支計画は、少なくとも単年歳収支が黒字になる年度分まで作成すること。

8-8-4は、当該建設費の構造上、安全が確保されることを明らかにし、かつ、工費表を添付すること。

第五号の三様式 (第十七条の二関係)

(略)

港湾法第54条の3第1項に規定する特定埠頭の運営の事業に係る認定を受けたいので、港湾法施行規則第17条の2の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

(略)

第五号の四様式 (第十七条の三関係)

(略)

港湾法第54条の3第1項に規定する特定埠頭の運営の事業に係る認定を受けたいので、港湾法施行規則第17条の3の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

(略)

第十号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏)

第十号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
写 真	住 所 氏 名 職 名 生 年 月 日
<p>右は、港湾法第五十六条の五第二項の規定により同法第四十三 条の十一第十二項に規定する港湾運営会社(同法附則第二十 六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む 。)の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項 に規定する特例港湾運営会社を含む。)の事務所その他の事業 場に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
交 付 年 月 日	有 効 期 間
発 行 機 関 名	発 行 機 関 印

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五

- 2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）</p> <p>第二条の二 法第四条第一項に規定する国土交通省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。</p> <p>一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて指定会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該指定会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。</p> <p>二 指定会社に対して重要な融資を行っていること。</p> <p>三 指定会社に対して重要な技術を提供していること。</p> <p>四 指定会社との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。</p> <p>五 その他指定会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。</p> <p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）</p> <p>第二条の三 法第四条第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

に掲げるものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する指定会社の株式に係る議決権

三 指定会社の役員又は従業員が当該指定会社の他の役員又は従業員と共同して当該指定会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該指定会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をし

た指定会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する指定会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 指定会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第二条の四 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する対象議決権の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合（同法第二条第八項第一号に掲げる行為によ

（新設）

り取得し、又は保有する場合を除く。)

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社が同法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(特定保有者の届出)

第二条の五 法第四条第三項の届出は、特定保有者となった日から二週間以内に行わなければならない。

2 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定保有者になった日
- 二 特定保有者に該当することとなった原因
- 三 その保有する対象議決権の数
- 四 指定会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置として予定している措置

(特別の関係にある者)

第二条の六 法第四条第五項第二号(法第四条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を除く。)とする。

(新設)

(新設)

- 一 共同で指定会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該指定会社の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係
 - 二 会社の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係
 - 三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係
 - 四 夫婦の関係
- 2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
 - 3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。
 - 4 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権

を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

5 | 第一項第二号及び第二項から前項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（対象議決権保有届出書の提出等）

第二条の七 法第四条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、対象議決権保有者となった日から二週間以内に、第一号様式により作成した対象議決権保有届出書を、国土交通大臣に提出するものとする。

2 | 法第四条の二第一項に規定する対象議決権保有割合、保有の目的その他国土交通省令で定める事項は、第一号様式に定める事項とする。

（証明書の様式）

第二条の八 法第四条の三第二項の規定による証明書は、第二号様式によるものとする。

（発行済株式総数の公表等）

第二条の九 法第四条の四の規定による公表は、指定会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

2 法第四条の四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該指定会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3 法第四条の四の規定により公表する場合において、株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4 法第四条の四の規定により公表する場合において、指定会社の発行済株式の総数に変更があったときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

（証明書の様式）

第十五条 法第十三条第二項において準用する法第四条の三第二項の規定による証明書は、第三号様式によるものとする。

（職員証）

第十五条 法第十三条第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

第一号様式（第二号の七関係）

年 月 日

因上交通大正

限

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

年 月 日

印(1)

年 月 日(2)

対象機関発行者

特定外買増額の管理運営に関する法律第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 提出者が対象機関の権を保有する指定会社に関する事項

指定会社の番号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

2-1 提出者（対象機関の発行者等）(3)

第 1 個人 第 2 法人

氏名又は名称 (ふりがな)				
氏名又は名称				
(ふりがな)				
住所	〒			
生年月日	年 月 日	(ふりがな)		
資 格	1 明納 2 大正	3 昭和 4 平成	職階 職階名称	
人 員	職 業	職階発行者		
社 会	設立年月日	年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
	資 格	1 明納 2 大正	3 昭和 4 平成	代表者名
人	事業内容			
事務上の連絡先 及び担当者名				
2-2 保有目的(4)				
電話番号				
2-3 対象機関の機関名称				

5	25		45
6	26		46
7	27		47
8	28		48
9	29		49
10	30		50
11	31		51
12	32		52
13	33		53
14	34		54
15	35		55
16	36		56
17	37		57
18	38		58
19	39		59
20	40		60

4-2 上記提出者及び共同保有者の対策議決権保有割合(%)

保有議決権数	例(議決主の議決権に対する割合)	(%)
--------	------------------	-----

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項のうち「2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合のみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」及び「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- 3 対策議決権保有提出者(以下この様式において「提出者」という。)の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の提出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- 4 赤の付されている欄は、該当する番号を○で囲むこと。

- (4) 氏名又は住所又は住所兼の法人にあっては、その代表者の氏名
- (1) 届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は住所及び住所兼の法人にあっては、その代表者の氏名を併記し、又は書き添えること。
なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の執行書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は住所及び住所兼の法人にあっては、その代表者の氏名を併記し、又は書き添えること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (a) 届出書提出者目録
対象議決権保有者となった日を記載すること。
- (b) 提出者（対象議決権保有者）
- (1) 民法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は金銀債証券引当証券の第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「2-4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- (2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
- (3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (4) 「事業内容」欄には、届出書の提出趣意が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (二) 保有目的
- 「純投資」、「経営投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- (a) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約
保有株券等に関する担保契約、売買し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めのある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の相手方となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合は、その旨記載すること。
- (b) 共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が了解している範囲で、(a)に準じて記載すること。
- (1) 提出者及び共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は住所のみを記載すること。
- (2) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

第二号様式 (第二条の八関係)

(採詔)

(表)

第 号

官 職 名

氏 名

年 月 日生

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第4条の3第2項の規定による検査員の証

写

真

年 月 日 行
年 月 日 限 有 効

国土交通大臣



(裏)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第4条の3

- 2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第13条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 第4条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(罰則)

第17条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三号様式 (第十五条関係)

(表)

(略)
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第13条第2項において準用する同法第4条の3第2項の規定による検査員の証
(略)
(裏)

別記様式 (第十五条関係)

(表)

(略)
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第13条第2項の規定による検査員の証
(略)
(裏)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第4条の3

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第13条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第4条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(罰則)

第21条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

(報告及び検査)

第13条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第17条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 この省令の規定は、<u>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第</u> <u>三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（</u> <u>昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別措</u> <u>置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、失効前の沖繩振興開</u> <u>發特別措置法（昭和四十六年法律第三百十一号）附則第九條第一項又は</u> <u>沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規</u> <u>定による無利子の貸付金について準用する。</u>この場合において、この省 令の規定（<u>第二條第一項を除く。</u>）中「<u>交付</u>」とあるのは「<u>貸付け</u>」と 、「<u>法</u>」とあるのは「<u>日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による</u> <u>社会資本の整備の促進に關する特別措置法第五條第一項において準</u> <u>用する法</u>」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこの省 令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>附 則</p> <p>2 この省令の規定は、<u>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第</u> <u>十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法</u> <u>律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別</u> <u>措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖繩振興開發特</u> <u>別措置法（昭和四十六年法律第三百十一号）附則第九條第一項又は沖繩</u> <u>振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六條第一項の規定に</u> <u>よる無利子の貸付金について準用する。</u>この場合において、この省令の 規定（<u>第二條第一項を除く。</u>）中「<u>交付</u>」とあるのは「<u>貸付け</u>」と、「<u>法</u> <u>法</u>」とあるのは「<u>日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による</u> <u>社会資本の整備の促進に關する特別措置法第五條第一項において準用す</u> <u>る法</u>」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこの省令の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（国の支援）</p> <p>第十五条の二 令第三十二条第一号ただし書の規定による国土交通省令で定める国の支援がなされたものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>附則第三項及び第四項</u>、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）<u>附則第七項</u>、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）<u>附則第七項</u>、失効前の沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）<u>附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定による無利子の貸付金の貸付けが決定されたもの</u></p> <p>二（略）</p>	<p>（国の支援）</p> <p>第十五条の二 令第三十二条第一号ただし書の規定による国土交通省令で定める国の支援がなされたものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>附則第十五項及び第十六項</u>、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）<u>附則第七項</u>、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）<u>附則第七項</u>、沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）<u>附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の貸付けが決定されたもの</u></p> <p>二（略）</p>